

「ガス安全高度化計画2030」 の取組状況について

【報告】

2024年3月11日
経済産業省産業保安グループ
ガス安全室

1. ガス安全高度化計画2030について

- ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が、各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 製造段階の対策

- 高経年設備対応
- 継続的な検査の着実な実施
- 特定製造所の供給支障対策
- 作業ミス低減のための教育・訓練

2. 供給段階の対策

- 他工事事故対策
- 他省庁とも連携した啓発活動の強化
- 自社工事事故対策
- 作業ミス低減のための教育・訓練
- ガス工作物の経年化対応
- 経年管対策の着実な推進

3. 消費段階の対策

- 機器・設備対策
- 安全型機器等のさらなる普及拡大
- 業務用機器等の安全性向上
- 周知・啓発
- 非安全型機器等の取替のすすめ
- 換気励行のお願い
- 業務用機器等のメンテナンスのお願い
- 関係事業者への周知・啓発
- その他
- 自主保安の取組公表促進

4. 災害対策

- 地震対策
- 設備対策、緊急対策、復旧対策の着実な実行
- 教育・訓練の継続による不測の事態への対応能力の向上
- 台風・豪雨対策
- 災害・事故対策
- 迅速な被害情報の把握
- 臨時製造訓練の実施

5. その他

- 保安人材育成
- スマート保安の活用
- 監視・制御システムのセキュリティ対策
- 水素インフラへの動向把握

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

基本的方向

- ① 各段階における対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・向上
- ③ 保安人材の育成
- ④ 需要家に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点
〔件／年〕

全体	死亡事故	0～1件未満
	人身事故	20件未満
消費段階	死亡事故	0～0.5件未満
	人身事故	CO中毒 5件未満
		CO中毒以外 10件未満
供給段階	死亡事故	0～0.2件未満
	人身事故	5件未満
製造段階	死亡事故	0～0.2件未満
	人身事故	0.5件未満

2. ガス安全高度化計画2030のフォローアップについて

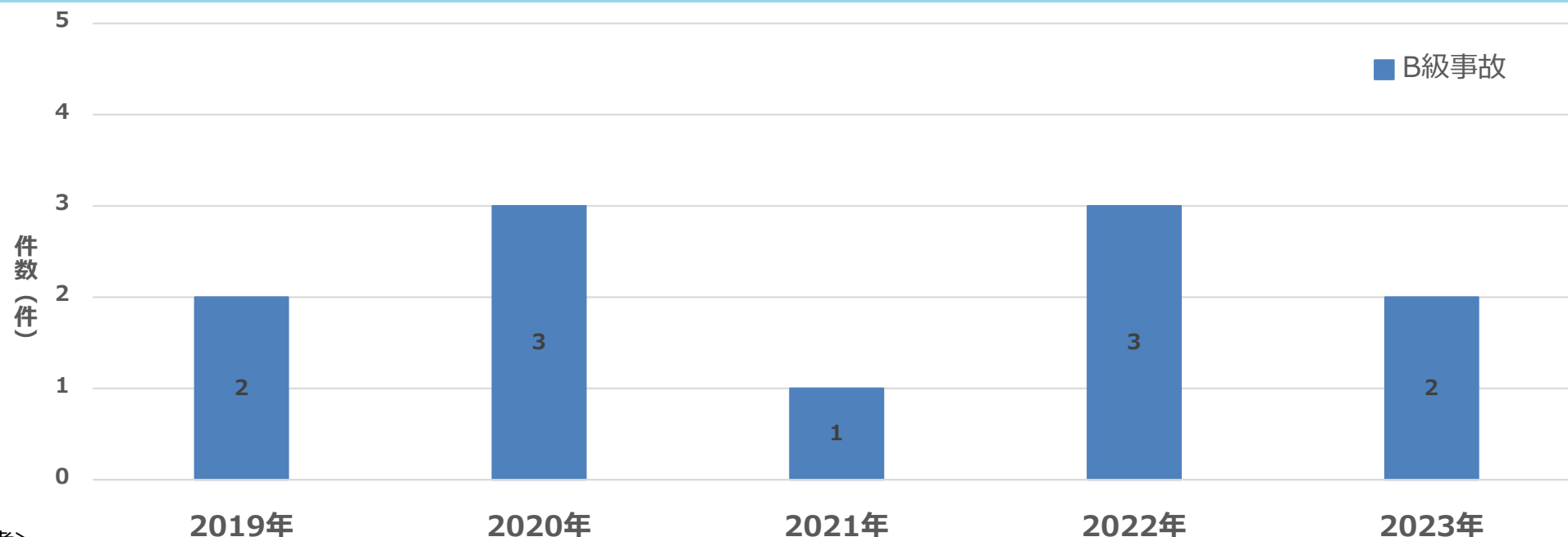
- ガス安全高度化計画2030においては、そのフォローアップについて、以下のとおり記載。

- 毎年度、ガス安全小委員会において、安全高度化指標の達成状況を評価する。
- 必要に応じて実行計画の内容を見直す。
 - ・ 単年で評価する場合、数件の事故件数の増減で評価が左右されることから、過去5年の平均をとるなど複数年の推移も勘案しつつ総合的に判断する。
 - ・ リスクの変化に対応して、重点的に取り組む対策項目も見直す。
- 大規模震災等が発生した場合や特に重大な事故や災害等に対しては、個別の専門対策委員会で検討を行い、その結果を踏まえて計画を変更する。
- 目標年次である2030年に、計画の全面的な検証と評価を行う。
目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026年に実施）
- スマート保安の取組については、スマート保安官民協議会のもと設置されたガス安全全部会において随時対応していく。

3. （1）ガス事業法における重大事故について

- ガス事業法における重大事故（B級以上）は、過去5年間で11件発生。

※A級事故は発生無し。



<備考>

- A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和4年4月）より）
【供給支障関連】①時間断面で50万戸以上の供給支障、②東京23区内のみで時間断面で25万戸以上の供給支障
【人身事故その他関連】①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの
※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。
- B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和4年4月）より）
【供給支障関連】①時間断面で5000戸以上の供給支障
【人身事故その他関連】①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの
※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

3. (2) 2023年に発生したB級事故について

2023年5月27日 福岡県福岡市の病院内食堂の業務用厨房にてCO中毒事故（負症9名）

病院内の栄養管理室の洗浄機室（厨房）内にある洗浄室で業務用食器洗浄機にて作業を行っていた4名が意識朦朧となり、また、洗浄機室周辺にいた5名も体調不良を訴え、計9名が病院に搬送され、全員がCO中毒と判定された。

原因は、業務用食器洗浄機の排気部に汚れ等が付着していたことによる排気不良により高濃度のCOが発生していたことに加え、電源切替え工事により、動力電源の開閉器が落とされ、排気ファンが一定時間停止した状況で業務用食器洗浄機を使用していたため、COが洗浄室内に滞留したものと推定される。（ガス事業者推定）

なお、洗浄室に業務用換気警報器が設置されていたが、当時は取り外されて室外に放置されていた。



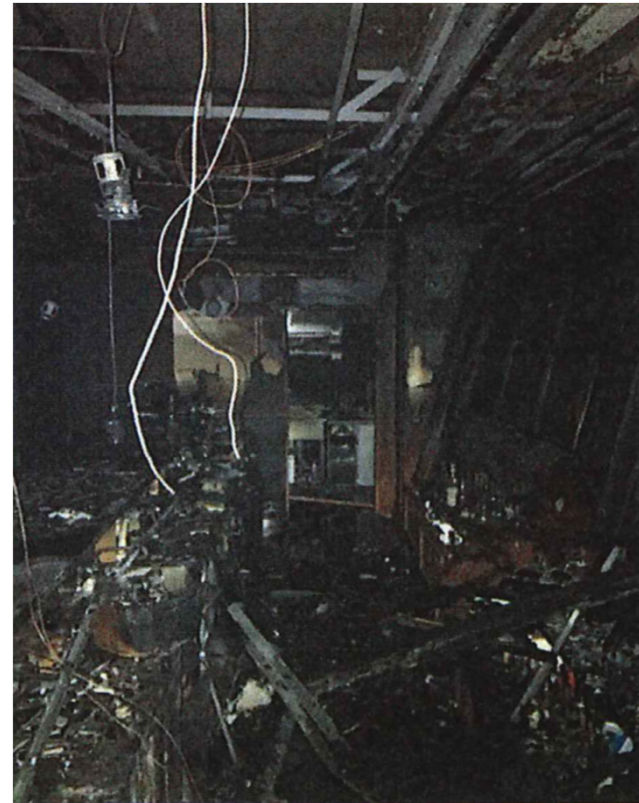
3. (2) 2023年に発生したB級事故について

2023年7月3日 東京都港区の一般業務用建物にて爆発事故（負傷4名）

一般業務用建物内の2階店舗において、爆発火災事故が発生し、当該建物が一部損壊焼損するとともに4名が負傷した。爆発は当該店舗にて発生したが、当該店舗はガスの使用者ではなかった。

当該店舗天井裏に配置されていた灯外内管及び3階床面立ち上がりのガス管末端のカップ部から漏えいがあったこと、3階にて改装工事があったことが確認されており、何らかの理由により漏えいしたガスに着火したものと考えられるが（ガス事業者推定）、原因については警察及び消防にて捜査中であり特定されていない。

（注）本事故は、現時点での調査結果に基づきB級事故としているが、調査の進展を受けて今後変更が生じる可能性がある。

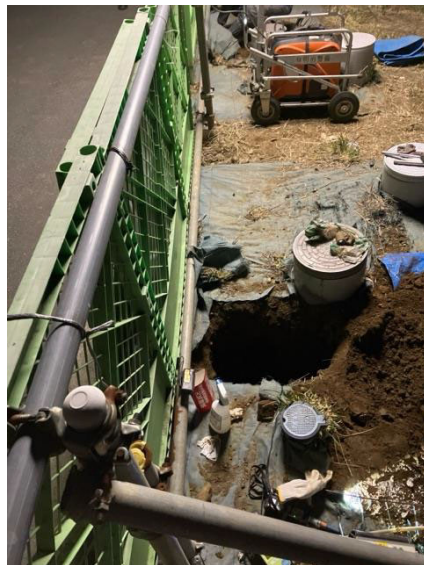


3. (参考1) 2024年に発生したB級事故 (死亡1名) について

2024年1月18日 神奈川県横浜市の宅地用敷地内の灯外内管工事中の酸素欠乏による死亡事故 (死亡1名)

宅地用敷地内 (更地) に先行埋設していた灯外内管の地境切断工事において、作業員が自ら掘削した穴 (深さ約80cm、幅約55cm、奥行約45cm) に上半身を入れて作業を行っていたが、ガス遮断を行わないままにガス管の切断を行ったことから、生ガスが噴出し、ガス管切断後の作業途中で酸欠状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される (ガス事業者推定)。

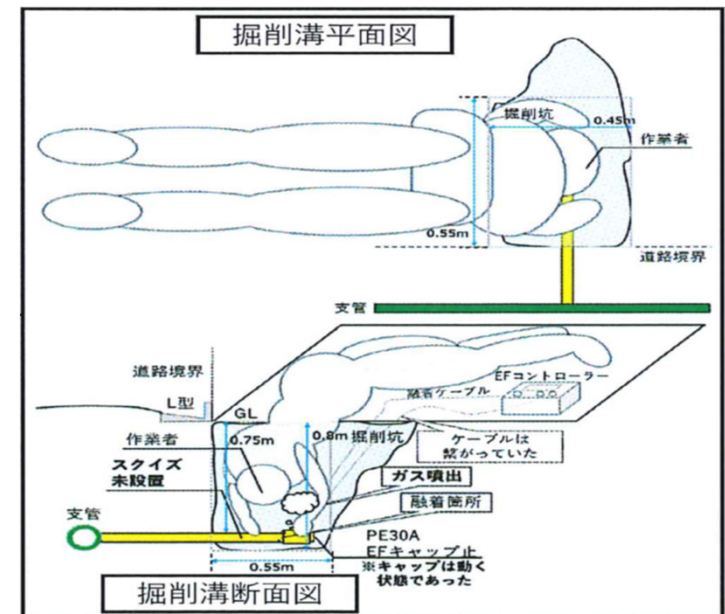
工事場所には現場作業責任者と2名で赴いていたが、現場作業責任者は工事依頼者との打ち合わせのため、当該事故時、作業場所から離れた場所におり、作業場所に戻った現場作業責任者が作業員が動かない状態で反応しなかったため、穴から引き出し、蘇生措置の後、救急搬送したが死亡が確認されたもの。なお、ポケットガス検知器は現場作業責任者が携帯していたため、作業場所には無い状態であった。



地境切断掘削口 外観



地境切断掘削口 地境切断箇所



3. (参考2) 2024年に発生したB級事故(死亡1名)に対する注意喚起

- ガス事業者各位に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など、厳に類似事故の再発防止を図る観点から注意喚起を実施(本年3月7日)。
1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガスの遮断、現場作業責任者の立会監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮された適切なものとされていること。
 2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するに必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
 3. ガス事業者は、上記1、2を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
 4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記1、2を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

3. (3) 安全高度化指標の達成状況

➤ 2023年の事故発生状況と指標に対する達成状況は、以下のとおり。

		安全高度化指標 〔2030年時点/年〕	2023年 事故発生状況	指標に対する 達成状況
全体	死亡事故	0～1件未満	0件	達成
	人身事故	20件未満	22件	未達成
消費 段階	死亡事故	0～0.5件未満	0件	達成
	人身事故	排ガスCO中毒事故 5件未満	排ガスCO中毒事故 2件	達成
		排ガスCO中毒事故以外 10件未満	排ガスCO中毒事故以外 7件	達成
供給 段階	死亡事故	0～0.2件未満	0件	達成
	人身事故	5件未満	13件	未達成
製造 段階	死亡事故	0～0.2件未満	0件	達成
	人身事故	0.5件未満	0件	達成

注1：2023年の単年での指標に対する達成状況。

注2：数値は事故の発生を許容するものではない。

注3：本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

4. 実行計画の主な取組状況

4. (1) 消費段階のアクションプランー周知・啓発①ー

ガス安全高度化計画2030

実行計画の主な取組状況

家庭用需要家に対する
安全意識の向上のための
周知・啓発

非安全型機器・経年設備
の取替のすすめ

機器使用時の換気励行の
お願い

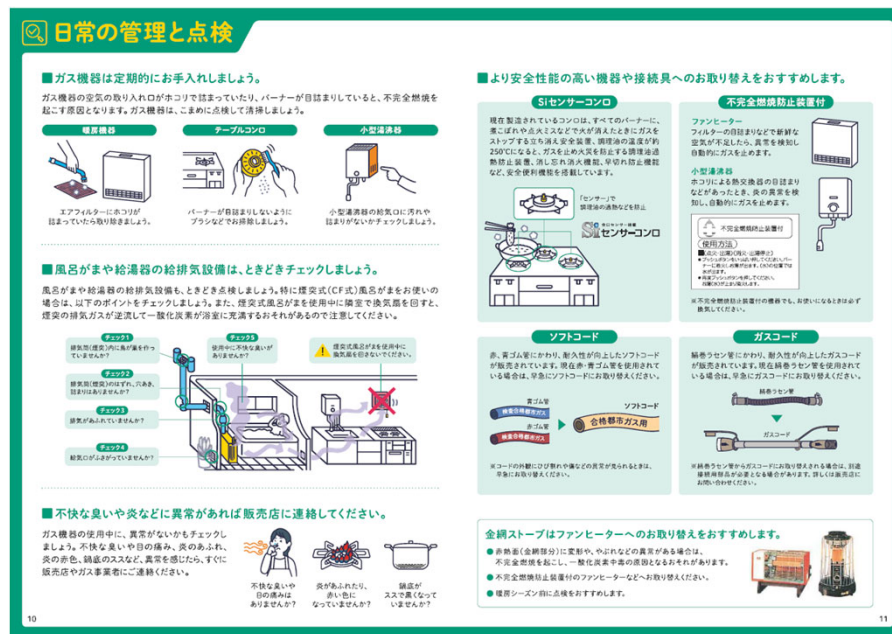
非安全型機器の撲滅に向け、利用者に理解と協力を求める広報、注意喚起を実施。

＜国による広報、注意喚起の例＞



＜事業者による広報・周知による注意喚起の例＞

ガス事業者は、各種業務機会を通じて、国の広報事業パンフレットや以下のような業界標準のパンフレット等を活用し、安全型機器への取替え促進を図っている。



(参考) 保安広報の促進—民間・政府機関との連携強化—

1 ウェブサイトを活用した周知活動・注意喚起の実施

○内閣府政府広報オンライン（暮らしに役立つ情報）①（継続）

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201412/2.html>

- ・テーマ：ガスを安全に使おう！日頃の点検やお手入れを大切に！
- ・内容：1.ガス臭いときは？、2.ガスを安全に使うには？
3.地震が起きたときはガスはどうする？
4.古くなったガス管は早めに取り換えを！
といった4つのポイントを中心に、正しい使い方や安全対策を掲載。

○内閣府政府広報オンライン（暮らしに役立つ情報）②（継続）

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202003/2.html>

- ・テーマ：住まいが被害を受けたとき 最初にすること
- ・内容：「被災したときに最初にすること」において、ガスを復旧させるときの注意点を掲載。

○経済産業省ウェブサイト（ガス安全ポータルサイト）（継続）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/safety_citygas/aikotobademinaoshitai/index.html

- ・ガスを安全に利用していただくために知っておいていただきたいことや、各種情報をまとめたサイトを運営。ふりがな付き子ども向けキッズページも掲載。

あしたの暮らしをわかりやすく 政府広報オンライン

ガスを安全に使おう！
日頃の点検やお手入れを大切に！



私たちの暮らしに欠かせない「暮らしに役立つ情報」。でも、一手使い方を間違えると、一瞬の疏忽で火災やガス漏れといった重大な事故に繋がることもあります。日常で気づきにくい点検や点検方法がある方、正しい使い方、日頃の点検やガス事故発生時の対応、ガスを安全・快適に使うための、正しい使い方の安全対策を知っておきましょう。

目次

- 1 ガス臭いときは？
- 2 ガスを安全に使うには？
- 3 地震が起きたときはガスはどうする？
- 4 古くなったガス管は早めに取り換えを！

ガス機器使用中に地震が... もしもの時の対応方法をぜひご確認ください

都市ガスを使うときに 知ってほしい 4つのポイント



2 食品衛生責任者向け周知

○厚生労働省・（公社）日本食品衛生協会協力の下、飲食店・食品製造業における食品衛生責任者に対し、ガスの安全使用に係る周知広報を実施。（経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティガス協会、全国LPガス協会）

- ・講習会におけるチラシの配布
総配布枚数：約2.8万枚（2024年1月末時点）
- ・メールマガジンによる周知
食品衛生メールマガジン第317号（2023年11月27日）
発行：公益社団法人日本食品衛生協会

**飲食店や食品工場などで
ガス機器を使われている皆様へ**

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん必要とします。
ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると
燃焼が不完全になり、人体に有害な一酸化炭素（CO）
が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。
毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてください。

新鮮な空気を取りこむこと

ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

大気中の酸素の濃度は約21%です。換気不足になると、酸素の濃度が低下し、燃焼が不完全になり、人体に有害な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的な点検を！

ガス機器の燃焼口や換気口の汚れがひどいままに使用すると、燃焼が不完全になり、人体に有害な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。毎日、職場の皆さんと一緒に清掃してください。

万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

（詳しくは、ご契約のガス会社へお問合せください。）

一酸化炭素（CO）は無色・無味・無臭に気が付かず中毒になる危険なガスです。そのため、CO警報器の設置が非常に重要です。CO警報器は、COの濃度が一定のレベルに達すると、音で知らせる装置です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。

CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。

一酸化炭素（CO）中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。
ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、
風邪と決めつけず、換気（給気と排気）の確認を確認してください。

一酸化炭素（CO）中毒の症状

症状	一酸化炭素（CO）の濃度
0.05%（0.5ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.1%（1.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.2%（2.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.3%（3.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.4%（4.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.5%（5.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.6%（6.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.7%（7.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.8%（8.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
0.9%（9.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい
1.0%（10.0ppm）	2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい、2～3時間程度で頭痛・吐き気・めまい

「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！

CO警報器は、COの濃度が一定のレベルに達すると、音で知らせる装置です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。

CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。

CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。CO警報器の設置は、職場の安全のために非常に重要です。

4. (1) 消費段階のアクションプランー周知・啓発②ー

ガス安全高度化計画2030

業務用需要家に対する 安全意識の向上のため の周知・啓発

消費機器・給排気設備の
メンテナンスのお願い

換気の励行のお願い

警報器の設置のすすめ、
警報器作動時の対応

関係事業者の 安全意識向上のための 周知・啓発

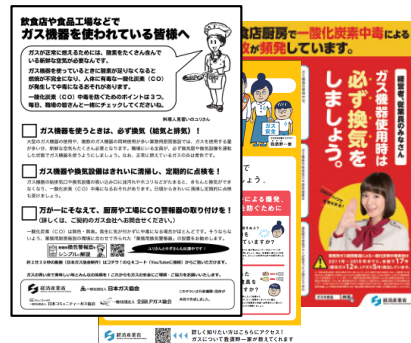
(主に給排気設備の) 設
備設計・工事に関する指導

(建物塗装養生時等の)
注意事項に関する周知・啓
発

実行計画の主な状況

関係省庁との連携を強化し、業務用需要家や 関係事業者による事故削減の取組を促進

<国による広報、注意喚起の例>



<関係省庁との連携事例>

- CO中毒事故防止の協力要請
 - ・消防庁、厚生省、農水省等5省庁
 - ・CO中毒事故連絡会議の開催
 - ・CO中毒事故の発生状況等情報共有
- 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるCO中毒事故等防止についての協力依頼
 - ・国交省
 - ・養生シートの取扱いの注意喚起

都市ガス警報器の普及率割合

2021年度(参考)	2022年度
34.8%	34.0%

総取付数／屋内にガス機器を
所有するお客さま調定戸数
(屋内外を判定できない場合
は分母を"ガス使用中のお客さま
件数"とした)

※出典：日本ガス協会調査

CO中毒事故連絡会議の開催、関係省庁等への要請

- 2023年9月6日、第14回CO中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。
- また、病院内の厨房でのCO中毒事故の発生(2023年5月。軽症9名)他を踏まえ、病院内の厨房で働く事業者等を所管する「厚生労働省 医政局 地域医療計画課医療関連サービス室」が今回新たに参加。

【業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議(CO中毒事故連絡会議)】

業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒により、消費者、労働者が被災する事故が発生している状況を踏まえ、危害防止に資する事故情報や行政の取組事例等の情報交換を目的として、関係省庁による会議を設置。2010年4月に第1回を開催。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁 消費者安全課
総務省 消防庁 予防課
文部科学省 初等中等教育局 参事官(高等学校担当) 付産業教育振興室
厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課、労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課、
医政局 地域医療計画課医療関連サービス室
農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
国土交通省 観光庁 観光産業課
経済産業省 製造産業局 産業機械課、生活製品課、商務・サービスグループ 消費・流通政策課
産業保安グループ 製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

(参考) ガス小売事業者の自主保安の取組状況について

- 2020年9月に、保安管理体制、保安業務、需要家への安全教育・啓発などのガス小売事業者が取り組むべき項目を経済産業省ウェブサイトに掲載。
- ガス小売事業者に対し、随時ウェブサイトの整備もしくはフォーマットに沿った情報の提供を呼びかけ、情報提供のあった事業者については、経済産業省ウェブサイトにて事業者名リストを掲載（現時点において33者を掲載）。
- 引き続き各種機会を捉え、本取組に参加していただくことで、自主保安の見える化を促し、消費者がガス小売事業者を選択する際の一助とする。

①経済産業省ウェブサイト

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

文字サイズ
サイト内検索

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計

政策について ▶ 政策一覧 ▶ 安全・安心 ▶ 産業保安 ▶ 都市ガスの安全 ▶ ガス小売事業者の自主保安の取組状況について

印刷

ガス小売事業者の自主保安の取組状況について

こちらのページでは、「自主保安の取組状況について経済産業省へ情報提供があったガス小売事業者及びその取組」を掲載しております。
自主保安とは、法令で定められたガス機器に関する周知及び調査に加えて、ガス会社が独自に行うガスを安全にお使いいただくための取組です。
消費者の皆様へ、ガス小売事業者の自主保安活動を認識するきっかけにさせていただくとともに、ガス小売事業者を選択する際の参考としていただくことを目的として掲載しております。

また、事業者一覧は、ガス小売事業者からの経済産業省へ任意による情報提供を元に作成しています。情報の提供は、あくまでも事業者の任意によるものであって、本一覧に掲載がないことが自主保安の取組を実施していないことを意味するものではありません。

● ガス小売事業者の自主保安の取組状況の一覧表（2023年6月27日更新）（PDF形式：366KB）
(New!)

上記一覧表の「事業者の取組状況」には、各社ウェブサイトによるもの又はPDFにより説明しているもの

②事業者名リスト

ガス小売事業者の自主保安の取組状況

※本一覧表は、法令で定められたガス機器に関する周知及び調査に加えて、ガス会社が独自に行うガスを安全にお使いいただくための取組です。
※本一覧表は、経済産業省ウェブサイトにて掲載されたガス小売事業者の自主保安の取組状況に基づき作成されています。ガス小売事業者の自主保安の取組状況は、経済産業省ウェブサイトにて随時更新される場合があります。
※本一覧表に掲載がない事業者は、自主保安の取組状況について経済産業省へ情報提供をしないことを希望する事業者と見做されます。

※掲載事業者の数は、一時的な掲載のためです。

2023年6月27日時点

事業者名（五十音順）	所在地	代表者氏名	代表者電話番号（1）	事業者の取組状況
10006 関東ガス株式会社	東京都港区南青山1-1-1	03-546-1111	代表者	自主保安の取組状況
10022 関西ガス株式会社	大阪府大阪市東区1-1-1	057-43-2141	代表者	自主保安の取組状況
10040 東海ガス株式会社	静岡県静岡市東区4-15-13	054-228-3211	代表者	自主保安の取組状況

2023年6月27日時点

供給地都道府県（※）	事業者の取組状況
東京都	関東ガス株式会社
静岡県	東海ガス株式会社
神奈川県	東海ガス株式会社
埼玉県	東海ガス株式会社
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、岡山県	関西ガス株式会社
岡山県	東海ガス株式会社

③各社の掲載項目

分類	項目
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント
	(2) 保安管理体制の整備
	(3) 保安教育・訓練の実施等
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)
3. 需要家への安全教育・啓発	(1) 需要家への保安啓発活動

経済産業省ウェブサイトにて掲載のガス小売事業者名リスト

昭島ガス株式会社	九州電力株式会社	大東ガス株式会社	びわ湖ブルーエナジー株式会社
熱海ガス株式会社	京葉ガス株式会社	中部電力ミライズ株式会社	武州ガス株式会社
厚木ガス株式会社	株式会社サイサン	東京ガス株式会社	武陽ガス株式会社
伊奈都市ガス株式会社	西部ガス株式会社	東京電力エナジーパートナー株式会社	北陸ガス株式会社
大阪ガス株式会社	四国ガス株式会社	東部ガス株式会社	北海道ガス株式会社
岡山ガス株式会社	静岡ガス株式会社	東邦ガス株式会社	水島ガス株式会社
小田原ガス株式会社	松栄ガス株式会社	野田ガス株式会社	
関西電力株式会社	白根ガス株式会社	秦野ガス株式会社	
蒲原ガス株式会社	仙台市ガス局	広島ガス株式会社	

計33者

4. (2) 供給段階のアクションプラン – 他工事事故対策 –

ガス安全高度化計画2030

共通対策

他工事事故対策等に係る他省庁との連携

他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）

ガス管照会サイトによる事前照会の促進

新たな人身事故事例にもとづき、より効果的な取り組みの検討

他インフラ事業者等との連携【スマート保安】

需要家敷地内対策

動画等のツールを活用した他工事事業者、建物管理者等への周知活動の拡大

道路対策

動画等の周知ツールを活用した作業員レベルへの周知・教育の徹底

防護協定の締結

実行計画の主な状況

他工事に起因するガス事故の削減のため、他工事事業者に対して、注意喚起を実施

<他工事事業者に対する注意喚起リーフレット>

必ずやるう>>> ☒ 安全確認基本チェックシート

	掘削工事をする方へ 道路、敷地内掘削（はつり・カッター等）、杭打ち・掘削など	解体・撤去工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装工事をする方へ 既設建物や設備の改修
事前確認	☐ 掘削工事する際はガス会社へ連絡・確認しましょう ☐ ガス管の位置は持っていますか？ ☐ 工事開始前にガス管がないか確認しましょう ☐ ガス管の位置・深さ：わかりますか？ ☐ ガスが通じているか：わかりますか？ ☐ ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社へ連絡しましょう ☐ 不明な点はガス会社へ確認しましょう	☐ 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう ☐ ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処置を依頼しましょう ☐ 解体建物に近接するガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体する人達の中に、目録のガス管がある場合など） ☐ ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社へ連絡しましょう ☐ 不明な点はガス会社へ確認しましょう	☐ ガス配管の図面は持っていますか？ ☐ 工事開始前にガス管がないか確認しましょう ☐ ガス管の位置：わかりますか？ ☐ ガスが通じているか：わかりますか？ ☐ ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社へ連絡しましょう ☐ 不明な点はガス会社へ確認しましょう
工事時確認（現場確認）	☐ ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう ☐ 工事開始前にガス管の位置がわかる場合は、事前にガス管があることを確認して作業しましょう ☐ 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業を行います	☐ ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう ☐ 解体建物にガスメーターが設置されている場合は、ガス管の切断処置をガス会社へ依頼しましょう	☐ ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう ☐ これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう ☐ はつり・穴あけ・掘削作業時にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう
事故事例	下水工事のカッター作業中にガス管を損傷、漏れいたガスが止めようとして、臭いのコンクリートもはつり、火災が発生。作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。	建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から漏出した水がガス管に入り、周辺約150㎡のガスが漏れ、事故原因とした。工事会社は、事後の調査報告を請求されました。	改修工事に伴う排水工事の際、放熱面の十分な確認をせず排水管と近い位置、ガスが通じているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。作業員1名が火傷を負いました。

【関係省庁との連携】

・経済産業省は国交省・厚労省に対し、他工事事故防止のため、工事前のガス事業者への照会・工事の際の立会い等の協力要請を実施。

【ガス関係団体への注意喚起】

・経済産業省は日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会に対する注意喚起を実施。
・防護協定未締結企業と協定の締結促進を実施。

【他工事事業者・業界団体等に対する注意喚起の実施】

・国の都市ガス安全情報広報事業によるチラシ、ポスター等を用いて、他工事事業者・業界団体等への周知活動を実施。

関係省庁等への要請

- 2024年3月7日、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を出。
- 特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会、ガス管近くで火気や電動工具の使用を避けること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡をすること等を要請。

（参考）他工事事故防止の周知チラシ（チェックシート形式）の配布実績

	周知先	配布先数	配布枚数
省庁連携 ※1	建設リサイクル届出窓口（市区町村の建築課等）	427	約1.5万枚
	道路使用許可申請窓口（警察本部、警察署）	579	約1.8万枚
	建設機械運転技能講習窓口（コマツ教習所等）	137	約0.9万枚
団体連携 ※2	建設業労働災害防止協会	47	約3.7万枚
	全国建設業協会	47	
	全国管工事業協同組合連合会	47	

出典：日本ガス協会調査

※1 47都道府県の一般ガス導管事業者の供給エリア内の届出窓口・警察署・教習機関

※2 日本ガス協会と一般ガス導管事業者が連携して周知を行った建設関連団体（本部・都道府県支部）

- ほとんどの届出申請窓口や技能講習機関で、当チラシの設置に積極的に協力していただいた。
- ガス事業者が独自に行っている建設関連工事会社等への周知で当チラシを活用。

4. (3) 供給段階のアクションプラン – 経年管対策 –

ガス安全高度化計画2030

本支管対策

(要対策ねずみ鋳鉄管) 個別事情により残存する路線に対し、優先順位付けに基づいた対策計画を策定し、対策を推進

(維持管理ねずみ鋳鉄管) 対策実施に係る優先順位付けを行い、2025年度までに完了する計画で対策を進める

(腐食劣化対策管)「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づく優先順位付けを行い、維持管理対策を推進

技術開発成果の活用

他省庁と連携した、工事進捗向上に資する規制の合理化

灯外内管対策

(保安上重要な建物)「供内管腐食対策ガイドライン」の活用等による対策の推進

(保安上重要な建物以外) 業務機会を捉えた周知等による対策の推進

技術開発成果の活用

実行計画の主な状況

経年埋設内管の残存状況 (2023年3月末現在)

1 公的施設の残存状況

公的施設	残存量 (本)
学校	31
病院	3
保育園・社会福祉施設	5
警察署・消防署	1
庁舎	17
市営住宅等その他	848
合計	905

2 民間施設の残存状況

建物区分		定義 (例示)	残存量 (本)
1	特定地下街等	1,000m ² 以上の地下街 (商業施設がある大規模地下街)	約250
2	特定地下室等	1,000m ² 以上の地下街 (地階がある大規模商業施設)	
3	超高層建物	高さ60mを超える建物 (超高層ビル (20階以上の建物))	
4	高層建物	高さ31mを超える建物 (高層ビル (10階以上の建物))	
5	特定大規模建物	ガスメーター合計180号以上の建物 (ショッピングセンター等)	
6	特定中規模建物	ガスメーター合計30号以上の建物 (商業ビル、ホテル等)	約990
7	特定公共用建物	病院、幼稚園等でガスメーター合計30号以上の建物 (規模の大きな病院、学校等)	約90
8	工業用建物 (うち鉄筋系建物)	工場用メーターが合計90号以上の建物 (工場等)	約310
9	一般業務用建物 (うち鉄筋系建物)	住居用以外の建物 (1～8を除く) (小規模ビル、学校等)	約26,000
10	一般集合住宅 (うち鉄筋系建物)	住居用でガスメーターが2以上の建物 (マンション)	約8,800
合 計			約37,000

※ 経済産業省調べ。2の合計については、各建物区分での四捨五入のため、単純な合計と一致しない場合あり。

4. (4) 災害対策のアクションプラン – 設備対策 –

ガス安全高度化計画2030

設備対策

低圧本支管の耐震性向上（2030年度全国平均95%）

他省庁と連携した、耐震化工事進捗向上に資する規制の合理化の検討

災害対策に係る実行計画

PE管等耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、低圧本支管の耐震化率の一層の向上を図る。

耐震化率：91.9%、
（参考）PE管率：52.1%（いずれも2023年3月末）

	耐震化率	総延長
全国平均	91.9%	230,900km
北海道	94%	9,300km
東北	89%	12,800km
関東	92%	97,800km
中部	96%	33,200km
近畿	89%	48,100km
中国・四国	94%	13,600km
九州・沖縄	90%	16,100km

※日本ガス協会による全国・地方部会別の集計

ガス安全高度化計画に低圧本支管の耐震化率目標（2030年度全国平均95%）を記載

4. (5) 災害対策 - 緊急対策 -

ガス安全高度化計画2030

緊急対策

地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施

新たな緊急停止基準の 確実な運用

マイコンメータ感震遮断 の適正化に資する技術 検討

津波対策として、製造所
作業員の安全を確保す
るため、これまでの避難訓
練や保安教育を継続

実行計画の主な状況

- 国の委託事業として、ガス防災支援システム（G-React）の運用を行い、基礎データの更新を毎年実施。
- G-React、被害状況報告システムを利用した大規模な地震発生時を想定した被害状況報告訓練を日本ガス協会が地方部会毎に実施。（令和 5 年 9 月）
- 令和 6 年能登半島地震においてもG-Reactを活用し、被害状況の確認・情報共有等を行った。
- なお、本システムは、令和 6 年度より日本ガス協会に移管され、同協会により継続運用される予定。

[illegible]

**初動・復旧対応を円滑に行うための
情報を予め登録⇒発災後共有**

- 臨時供給先リスト
- 役割分担（宿舎手配等）
- 高中圧導管図
- 観測SI値 等

4. (6) 災害対策 – 復旧対策 –

ガス安全高度化計画2030

復旧対策

事業者間の連携強化と迅速な復旧見直し検討に向けた演習の実施

復旧関連システムの更新と訓練の実施

情報発信訓練の実施

復旧作業の合理化検討

実行計画の主な状況

- 災害時の迅速な復旧に資する導管バルブ開閉器の共通化、災害時にも遠隔でガスの供給停止等が可能なシステムの導入を支援するため、費用補助を令和5年度から実施。

都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

令和6年度予算案額 1.9億円 (2.0億円)

産業保安グループガス安全室
資源エネルギー庁

電力・ガス事業部ガス市場整備室

事業の内容

事業目的

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、地震では都市ガスの供給支障も発生している。さらに、今後は南海トラフ地震や首都直下型地震といった、更なる大規模災害のリスクも存在しているため、ガス事業法を改正し、一般ガス導管事業者に対し、災害時に連携して復旧作業等に当たるための「災害時連携計画」の策定・届出を義務化した。

本事業により、災害時連携計画の効果を高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化することを目的とする。

事業概要

復旧作業等に当たり必要な設備等が中小事業者にも行き届いていなければ、災害時連携計画の効果が十分に発揮されず、災害時の事業者間連携の円滑化や復旧作業等の迅速化が期待できないことから、本事業において、バルブ開閉器アダプタ、遠隔監視システムといった災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部を補助する。

(1) バルブ開閉器アダプタ

復旧作業に必要な資機材を事業者間で共通化するもの。

(2) 遠隔監視システム

遠隔監視により災害時にガスを供給停止すべき範囲の特定や遠隔での供給停止を行うシステム。

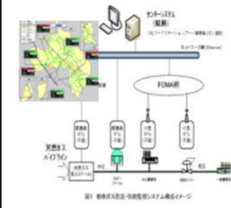
事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



バルブ開閉器アダプタ
(2/3補助)



遠隔監視システム
(1/2補助)



(出典) 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)

成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、都市ガス分野における、全国規模の災害に対しても効率的・効果的な災害対応が可能となる体制の整備を目指す。